令和3年7月6日 西東京市健康福祉部 高齢者支援課地域支援係

## 訪問型サービス事業者による西東京市くらしヘルパー養成研修 の実施について

西東京市では、総合事業における市独自基準の訪問型サービス(A3)の担い手として、 『西東京市くらしヘルパー』を養成しています。

この度、訪問型サービス事業者の皆様が、より積極的に担い手の確保を行いやすい制度とするため、西東京市くらしヘルパーの養成方法について、下記のとおり取扱いを変更しましたので、ご案内いたします。

記

## 1 養成研修の実施方法・実施主体について

市が配布する講義DVD及びテキストを使用していただき、訪問型サービス事業者が就 労希望者に対して自ら研修を実施することで、西東京市くらしヘルパーを養成できるよう になりました。

なお、講義DVDを全て視聴することで研修は修了となるため、事業者の方で別途講義を行う必要はありません。

## 2 養成研修のカリキュラムについて

- (1) 介護保険制度及び総合事業について
- (2)緊急時の対応方法
- (3)職業倫理/接遇マナー
- (4)個人情報保護及び守秘義務
- (5) 高齢者とのコミュニケーション
- (6) 生活援助の方法
- ※ 全て講義DVD(約7時間15分)に含まれています。

## 3 修了証明書の発行及び市への届出について

- (1)事業者は、研修を修了した者に『西東京市くらしヘルパー養成研修修了証明書』 (A4版市指定様式)を発行してください。
- (2)修了証明書は2部作成し、研修修了者と事業者で1部ずつ保管してください。
- (3) 研修修了者がサービス提供業務に従事する際には、速やかに勤務体制表等の変更届とともに、修了証明書の写しを市に提出してください。(他の資格にステップアップした場合や、退職した場合にも、改めて変更届を提出してください。)